

# よりあい活動支援助成金の申請について

## 1 助成の目的

市内で新しく「よりあい活動」を立ち上げる際に要する経費に対し、地区社会福祉協議会を通して申請があった団体に助成金を交付することにより、「よりあい活動」の更なる普及及び推進を図ることを目的とします。

## 2 助成の対象

### ① 対象となる団体

- (1) 新規に立ち上げる団体
- (2) 柳川市内で、自主的に住民活動を行う任意の団体
- (3) 地域住民による仲間づくりや健康保持等の活動を行う団体
- (4) 継続的かつ計画的に活動を行う団体
- (5) 営利又は特定の政党・政治団体に関する活動、宗教活動を目的としない団体
- (6) 当該年度に本会や柳川市による他の補助金又は助成金交付を受けていない団体

### ② 対象となる活動

- (1) 年間 4 回以上(3 ヶ月に 1 回程度)の開催かつ 5 名以上の参加者を予定していること。
- (2) よりあい活動を実施する際には、チラシを配布する等、地域に広報すること。
- (3) 実施場所は、集会所、個人宅等で地域の実情に応じて、参加者の集まりやすい場所を利用して実施すること。
- (4) 誰もが参加しやすい活動内容であること。
- (5) 特定の個人や団体の会員のみが利益を受ける活動でないこと。
- (6) 特定の内容を毎回実施する教室等の活動でないこと。

## 3 助成内容

助成金額:1 団体につき 10,000 円

## 4 決定の取消し及び助成金の返還

次のいずれかに該当するときは、すでに交付した助成金の全部、又は一部を取り消し、返還していただくことがあります。

- (1) 虚偽の申請が判明したとき。
- (2) 助成金を交付目的以外のものに使用したとき。
- (3) 対象となる活動の要件を満たさなかったとき。
- (4) 申請書の内容と年度終了時の実績に著しく差異があったとき。
- (5) 年度途中で解散等により存続しない場合。
- (6) その他、規定に違反したとき。

※申請の流れは、裏面を参照下さい。

## よりあい活動支援助成金の申請の流れ

表面の「よりあい活動支援助成金の申請について」をご一読の上、下記申請の流れを参考に申請の手続きをお願いします。

よりあい活動支援助成金交付申請書  
(様式第1号)に必要事項を記入



申請書を地元の地区社協会長に提出



地区社協会長が申請内容を確認後、市社協に提出



市社協で申請内容を審査し、助成の可否を決定



### **助成金の交付**

(市社協から申請団体へ交付)



年度終了後によりあい活動報告書(様式第2号)を提出